

農業技術教育における教育構造の問題

——農業改良普及事業における技術伝達をめぐって——

社会教育学研究室 浅見 芙美子

A Study of the Structure of the Educational Relationship on Technical Education for Farmers; Focussing on Diffusion of Science and Technology in Agricultural Extension Work in Japan

Fumiko ASAMI

The alarming spread of the environmental disruption caused by agricultural chemicals, chemical fertilizers and so on, is a serious current issue. When we grasp this issue from a view of pedagogy, we need discussing this issue as the problem of the educational relationship between the farmer and the specialist who mediates modern science and technology. How should we view the desirable farmer-specialist relationship at the educational field?

This paper aims to clarify the immanent distortion of the educational relationship between the farmer and the specialist in the system and the idea of Agricultural Extension Work in Japan which started from 1949 under the occupation.

1. はじめに

本稿は、農業改良普及事業の成立過程とその教育理念を批判的に検討することを通して、成人の農業技術教育の場における、農民と専門家（あるいは、技術者、指導者）¹⁾ とのあるべき教育関係の構造を摸索することをめざしている。

今日の農業は、大型機械の導入、農業と化学肥料の大量使用によって、より効率よく高い収穫量をあげている反面、しばしば問題とされるように農業汚染、地力減耗、家畜の繁殖障害等の農業の内部から深刻な自然破壊が進行するという矛盾に直面している。こうした現代農業の矛盾は、単に技術体系そのものの歪みのみにとどまらず、より有効な自然支配をもとめる近代的農業技術が、自然支配を媒介とした人間の人間に対するいっそう有効な支配のための手段とされていることにかかわる²⁾ 現代社会の経済・管理体系上の問題であるととらえるべきであろう。教育学研究の視角からこの問題を問おうとするならば、そうした近代的農業技術を媒介する制度に規定された農民と専門家との教育関係の構造を問題にしなければならぬと考える。

ここでは、教育関係の構造を、教育にかかわる政策的制度的矛盾をその内にはらみこんだ教育実践の場における人間関係の構造としてとらえていきたいと思う。社会教育研究においては、一方で農民の自己教育運動における農民と専門家との教育関係を問おうとする研究が徐々に蓄積されつつある³⁾。だが、そこでは、そこでとりあげられたすぐれた農民の自己教育運動における農民と専門家の深い教育的人間関係が、ともすれば既成の制度や社会関係が内包する人間関係の歪みにかからぬ危険をかいくぐって構築されてきたものであることについて、どれほど緊張感をもった洞察を加えているだろうか。ひるがえって、また他方で、制度・政策研究についても、その立論の根拠が、制度・政策が規定する具体的な教育実践の場における教育関係の問題にまで入った次元で論じられているか、が問われねばならないだろう。制度・政策が内包する人間関係上の歪みを負いつつも、こうした関係性のねじれをためかえしつつ、そうした人間関係を包摂する経済・管理体系そのものの変革をも志向する農民と専門家との教育関係とはどのような構造をもつのか、が追究されねばならない。

こうした課題にむかって、基本的には、次の2つのアプローチが必要となろう。1つは、制度・政策がその内

に展開される教育実践にいやおうなく影響を与えていると考えられる、制度・政策そのものに内在する教育関係の歪みを明らかにすることであり、もう1つは、具体的な教育実践の場において、そうした制度に内在する教育関係の歪みが認識され、それをのりこえるような教育実践と思想が創造されてくるまでの、農民と専門家との相互的なプロセスを明らかにすることである。本稿では、主として前者のアプローチにたって考察をすすめたい。

以上のような問題意識に立って、本稿では成人農民を対象とした唯一の公的な農業技術教育の制度である農業改良普及事業（以下、普及事業と略す）を検討の対象とする。

普及事業は、占領下の農地改革、農業会の解散、農協の組織化等、一連の農業改革の一環として「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき、有益、適切かつ実用的な知識を得、これを普及交換して、公共の福祉を増進する」（農業改良助長法第1条）ことを目的として発足した農林行政の管轄する事業である。発足当初、普及事業は、「農民の自発的意志に働きかけて、農業改良を行なはんとするもの」⁴⁾『『教室をはなれた教育』の意味に外ならない』⁵⁾と紹介され、戦後日本の生産復興と「民主主義化」の推進を担うべく発足した制度であった。

だが、もう一方で普及事業は、農業に「科学技術を応用して、能率の高いやり方に改良して行く」⁶⁾ことを課題とするものであった。実際に、GHQによってもたらされた2・4-D等の農薬は、発足当初の普及事業の「看板技術」であり、その後60年代に入ってから農業構造改善事業においても、普及事業は技術的・経営的側面での指導を担っていた。このことを、現代農業に顕在化している種々の技術的歪みとのかかわりで考えるならば、普及事業は、少なからず農業の「化学化」「効率化」を積極的に推奨し、現代農業の自然への破壊的關係を推進し広げてきたものではなかったか。もちろん、これらの農業技術上の諸問題は、科学技術政策、農業政策の動向と深くかかわり、さらには、農産物の商品化という農業の社会的あり様に根本的にかかわった問題であり、その責任を普及事業にのみとめることは問題を明確にするものではないだろう。

しかしながら、このことを単に普及事業がとりあげた農業技術の性格の問題として解消するのではなく、普及事業が掲げた「農民の自発的意志に働きかけて、農業改良を行なう」、「教室をはなれた教育」の論理に内在して、自然と相容れない歪んだ技術をたやすく農民に伝達する「教育」関係の構造があると見るべきではないだ

うか。

以下、本稿では、Ⅱにおいて普及事業の分析に先だつて、普及事業の策定以前に構想された「農業技術滲透施設」の性格とGHQの占領政策における普及事業の位置づけに言及し、Ⅲにおいて、普及事業の策定過程の分析を通して、それが制度内在的に持っている教育関係の構造を検討し、Ⅳでは、そこでの「教育」の概念について考察したい。

Ⅱ. 「農業技術滲透施設」とGHQ占領政策における普及事業の位置

敗戦時において、日本農業の生産指数は1933年～35年を100として、45年には66%の水準におちこんだ。敗戦時に植民地にいた軍人や一般国民670万人の日本への帰還を加えて、配給基準量は削減され、実際のひとりあたりの栄養摂取量も1,800カロリーを下まわる深刻な食糧難にいたっていた⁷⁾。

そうした中で、普及事業の策定に先だつて食糧の増産、確保を主眼とした「農業技術滲透施設要綱」が、いちはやく1945年12月に発表された。『普及事業十年』によれば、「この構想はすでに敗色がようやく濃くなった昭和20年はじめ頃から、戦後における農業再建方策の一環として、研究が重ねられていたものであるといわれる」とされていることから、それはちょうど第一次農地改革構想が敗戦直後の食糧暴動と共産化を危惧した農務官僚によって独自に構想されてきたことと⁸⁾照応する。「農業技術滲透施設」構想は、都道府県農業試験場を経営主体とした技術指導農場を平均5ヶ町村に1ヶ所の割合で設置し、1指導農場に対して、関係町村の農業会技術員、農学校青年学校教師、食糧検査員、精農家等からなる農業技術隣保班を1つ設置するとし、さらにその下に「受入態勢」として部落農業団体を単位として食糧増産実践班を組織するというものであった⁹⁾。

この「農業技術滲透施設」に対して、当時井上晴丸が痛烈な批判を展開していた¹⁰⁾。井上は、この施策が農業試験場との直接的な提携や農作業の共同化をめざす点において一定の改善点はみとめられるものの、「試験場系統の指導を農業会的旧技術指導組織の上に接木せられるだけである」こと、作業の共同化が「農業生産手段の……社会化のための用意」を展望したものではないこと等をあげて、全体としては「戦争中構想企画されたものの全くそのままなる継続にすぎない」とした。では、「農業会的旧技術指導組織」による「指導」の性格とは一般的にどのようなものであったか。

農会が専任の技術員を置き、その「技術陣容が整備されるのは第一次世界大戦以降であった」¹¹⁾とされる。これらの技術員の活動は、当初講習会や部落巡回を通じての新品種、施肥法等の伝達を目的とするものであったと考えられるが、それ以上により周到な栽培管理を求める監視的性格を強くもつものであったといえよう。たとえば、京都府農会のある指導者は、「私共の農会に就いて何が一番利益かと云ふと農事巡回ほど農事改良の為に利益になるものは無からうと思います。……草取の時分に巡回しますと、巡回が見ゆるから草取を粗末にしてはならぬと我一に手当をする……斬く何れも競争して農事に注意しますから其収穫が非常になって来る」¹²⁾と述べている。ここからは、農会の巡回活動が、官製技術の伝達・普及である以上に、多労で集約的な農作業の奨励や監視であったことが、うかがわれる。こうした性格は、戦時体制下において「適期適作業の完遂によって低位収穫農家の解消を図った」とされる農会による「全県精農家運動」¹³⁾に至ってより鮮明に示されることとなった。

さらに、ある農民は、技術員の部落巡回を次のように批判していた。「指導者は毎日又は隔日に一回各養蚕家を巡回して、次の巡回迄の処理法を指図する。この指導者が、斯々すべしと云う個々の処理法の指図であって、その処理法の理由を説明しない。或は規約として理由の質問を拒絶してあるものもある。……かくて良指導者の指導を受けることは、その指導を受けて居る間だけ連年確実に収穫をなしうると云う利益だけによって、指導者を離れて自立した技術を捉へることには殆んど役立たない。この『倚らしむべし、知らしむべからず』主義によって蚕養指導者は安固に自分の地位を維持することが出来るのである。』¹⁴⁾ここでは、技術員の部落巡回が、個々の作業の機械的な指示にとどまって、その法則的な根拠や、技術体系全体の中での位置づけが教授されないこと、そのことが技術者の保身に役立っていること等が鋭く批判されている。それは、技術員の巡回指導が少なからず、科学技術の伝達・普及である以前の、単なる指示におわっていたことを示している。

以上のような技術員の「指導」のもつ監視や指示としての性格は、戦時体制のもとで農会が明確に農業統制団体としての機能を賦与されるに至って、より顕著になった。農会は、病虫害の駆除や作付・田植の時期の統制、品種・共同作業・農薬・施肥標準の統制、農機具や生産物調製規格の統制等、広汎で微細な範囲に及ぶ生産統制を行い¹⁵⁾、統制に違反した者に対する罰則規定(1940年)が設けられる反面で、生産技術改善のための奨励金が、米

だけについても20種類にものぼったとされる¹⁶⁾。こうした罰則と奨励金による生産統制の末端を担った技術員の活動は、侵略戦争の拡大にしたがって、農会関係者自身が、生産統制のための事務処理とその遂行に忙殺され「繁忙を極めた生活」¹⁷⁾と訴えるほどに煩雑であり、また臨時技術員、応急技術員、食糧増産技術員等の名称での技術員の急増は、農会関係者自らが「技術員の素質低下は必至」¹⁸⁾と嘆くほどに技術員の専門性を低下させていたと考えられ、指示と監視を内実とした技術「指導」さえ、不可能になっていたといえよう。

以上のような戦時下の農業技術指導の性格から、その「全くそのままなる継続」と評された「農業技術滲透施設」は、「技術滲透」という表現が如実に示していたように、食糧増産のみを主要な課題とした、農民への農業技術の注入を本質とするものであったといえよう。

この「農業技術滲透施設」は、「農業会の清算及び農業協同組合設立のための新立法についての天然資源局覚書」¹⁹⁾(1947年1月15日)による農会の解散によって、その組織的な基盤を失い、同「覚書」のD項「現在農会により行なわれているものに代り全農民により求められ、且つ利用される技術的助言奉仕施設の設立に関する計画を提出せよ」に従って、新しい制度構想の提出がもとめられた。ここから普及事業の制度構想が、農林省側の提案とそれに対するGHQ側の批判、妥協という交渉の中で現実化するわけだが、そこでの双方の主張の相違と策定の詳しい経緯は、Ⅲで述べることとして、ここではGHQ側の占領政策の中で普及事業がどのように位置づけられていたのかを見ておこう。

アメリカでは、すでに1942年8月ごろから将来の対日占領にそなえて戦後処理政策立案のための研究を組織していたとされるが²⁰⁾、地主制下の多数の零細小作農民の絶望的な窮乏が海外侵略を促がしたとする認識から、自作農創設を課題とした農地改革は大きな位置を占めていた。だが、同時に、その限界、すなわち農村過剰人口・零細経営問題は農地改革によっては解決されないことは当初から指摘されていたという。それゆえにアメリカの対日農業政策構想では、当初、農地改革によって創設された自作農の経営発展を援助し、零細経営の克服を支持する政策にも注意が払われていた。たとえば、税負担の軽減、農産物価格支持政策、利子引き下げ、農具・種子・土壌の改良、共同耕作の奨励、農業機械購入資金の貸与、技術的助言等²¹⁾があげられていた。これらの創設自作農の経営改革を支持し、援助する社会政策的側面をもつ政策構想の多くは、「日本経済の資本主義的復興を至上命令とする方向に占領政策が転換してゆく過程で次

々と放棄され²²⁾た。こうした中で、普及事業は、ほとんど唯一の実現を見たものであったと言えるだろう。

GHQの民間史局(Civil History Section)が日本占領の全分野にわたってまとめた“History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1950”(以下『非軍事活動史』と略)では、「農業」(monograph 36)の巻の中に Agricultural Extension と題して30ページほどの叙述がある。そこでは、SCAP(Supreme Commander Allied Powers)の専門家たちは、「農地改革に関する覚書」(1945年12月9日)で掲げられた「土地を耕す者がその労働の成果を享受し、民主主義的な傾向を復活させ、強化し、経済的障害を排除し、数世紀にわたって日本の農民を奴隷化してきた経済的束縛を破棄するための、より平等な機会を得ることができるよう保証する」という「原理と目的にそって農業普及制度の再編を指導、助言した」と述べている。そして、普及制度の再編は、「農民が新しく得た地位と責任のために用意されるべき知識や情報を彼らにもたらすことによって、土地の保有と農業協同組合改革の成果を保証し、さらに、これら初期につくられた状態をより一層進めるうえで、十分に総合的でなければならない²³⁾と述べられていた。しかし、Ⅲにおいて明らかにするように、こうしたGHQ側の姿勢は、他の農地改革以外の農業改革にかかわる諸構想のように放棄されることこそなかったものの、現実にははなはだ不明確なものになっていく。

Ⅲ. 制度策定の経緯とその機構上の問題点

普及事業では、全国で6,500名、1ヶ町村から数ヶ町村に1名の割合で農業改良普及員が配置され、彼らは、供出割当、配給、検査、取締等の行政事務の担当から除外され、農民に直接する巡回訪問に大半の勤務時間をあてる²⁴⁾農民の「相談相手」²⁵⁾とされた。また「事業のやり方について農民の意向を反映させるために」²⁶⁾地区農業改良委員会と都道府県農業改良委員会が設けられた。このことは、指示や監視を一般的な「指導」の内実とした戦時下の農業技術指導の性格との対比においてみるならば、大きな前進であったことは、明らかだろう。だが、ここでさらに問題となるのは、制度の民主主義的な運営や農民の自主性への配慮が実質的にどのようにとらえられていたかにある。

ここでは、普及事業の策定過程の分析をとおして、普及事業が制度内在的に有していた教育関係の構造上の特徴とその問題点を明らかにしたい。ここでとくに問題とする視点は、普及事業が制度として、試験研究機関と普

及機関と農民とのそれぞれの関連をどのように想定したものであったか、にある。具体的には、GHQ側の構想のモデルとなった²⁷⁾アメリカの農業エクステンション・サービスが州立農科大学の普及部の実施する事業として発展してきたことにかかわって、①大学や試験場などの試験研究機関と普及事業との提携が制度としてどのように保証されていたか、②普及事業への農民の参加の制度的な保証がどのようになされていたか、の2点に焦点づけて考察していくことにしたい。

GHQは、先にふれた1947年1月の「農業会の清算及び農業協同組合設立のための新立法についての天然資源局覚書」を契機として農林省側の「農業技術浸透施設」を批判し、その大幅な変更をもとめていく。同年12月15日には、天然資源局長から波多野農相にあてたメッセージにおいて、「試験研究の結果が、適切に農民に浸透するように日本におけるエクステンションの有効なる組織を速かにつくらなければならない²⁸⁾こと、「農業技術浸透施設」の一環である現行の農業技術指導農場は効果がないから廃止することが指示された。

『非軍事活動史』の叙述によれば、「現存する農業エクステンション制度の根本的な弱点は、エクステンション活動を管理、調整し、それと農業研究との統合に責任を負う、政府の単一の機関がないことにある」とされていた。加えて、「多くの行政官は、農業に全く無関係な分野の訓練をうけている」「地方の下級の普及職員は中等学校卒以上の学歴のある者はほとんどなく、成人教育のプログラムのための普及技術を養成する訓練をうけた者は全くない」等の人材不足や、そこでの彼らの注意が、「ほとんど排他的なまでに、農業生産にかかわる純粋に技術的諸問題に向けられ、生活改善や農村青年活動、あるいは農民やその家族の個人的人間的な問題に向けられることは、ほとんどない」といった活動内容にかかわる点が指摘されていた。これらの問題点は、当時農林省によってすでに進められていた「農業技術浸透施設」についての調査をふまえて、1947年5月、報告書が出されていた²⁹⁾。これらのGHQ側の旧制度への批判を要約するならば、①制度機構としては、試験研究機関(とりわけ大学)と普及機関との提携が不十分であり、それらの統合に責任をもつ政府の機関が設置されていない、②さらに、普及活動を直接に担う技術員の資源にかかわって、農業についての情報、助言が十分農民に伝わらず、活動内容が農業生産に関する単に技術的な側面に限られ、農民家族全体の生活水準の向上をめざす活動になっていない、③普及方法として、実験的方法がとられていない、という3点になるだろう。

しかし、この後、農業改良助長法が成立する翌48年7月までの間のGHQ側の対応は、農業会とかかわりのある「農業技術浸透施設」の廃止を強行に主張した以外には、この旧制度批判に必ずしも忠実に対応するものではなかった³⁰⁾。ここで問題とする、試験研究機関と普及事業との関係からみれば、試験研究機関との密接な連携を強調しながらも、実際には当初からすでに普及事業を大学の事業の一環に位置づけることは断念していたように思われる。たとえば、1947年3月、天然資源局マイヤーから農業渉外連絡会（Japanese Association for Agricultural Liaison, 性格については後述）に提出された意見では、①国費で行われる研究と普及事業は密接な関連をもたせ、農林省内に研究と指導に関する局を設ける、②大学と国立試験場の統合、各分野別の小規模試験場の統合、③研究者の養成、近代的研究手段の導入を推進し、農民に直接接する試験場の職員の養成について配慮することが提案されていた³¹⁾。ここでは、大学と試験場の提携を前提として、③にみられるように、試験場の事業として普及事業を設置しようとしていることがわかる。

また、同時に、GHQには、何らかの形で普及事業と大学との制度的な連絡を持たせていこうとする方向はみられ、旧帝国大学の所在地5ヶ所に地方事務局をおき、そこと、その管内の国立大学や農業教育機関との公的な連絡を保っていくとする「要綱案」³²⁾が、48年3月に提出された。しかし、この「要綱案」は、GHQ経済科学局との折衝の中で財政的な側面から地方事務局設置にともなう経費増大を理由に断念せざるを得なかったとされる³³⁾。

こうした「要綱案」をはじめとする当初の旧制度批判にもとづく構想の放棄ないしは、変更は、GHQ側が普及事業の法制化を1948年4月1日までに完了することを目標として性急に具体化しようとしていた³⁴⁾ことによると思われる。

また、この間の農林省側の対応は、「最初、アメリカの案では、農業専門学校、大学農学部まで普及組織に組み入れる案を提示してきたが、日本の行政組織では、到底受け入れるわけにいかず、結局、最終的には、都道府県と農林省の協同事業ということに落ちついた³⁵⁾」とする当時の農林官僚の証言から、農林省側は、大学と普及事業との結合には大きな抵抗を示していたものの、農業技術指導農場の廃止が指示された以降、ほとんど主体的な構想を提示するようなものではなかった。

この点は、研究者を中心とした組織である農業渉外連絡会（天然資源局の提唱によって、旧帝国大学農学部教授数10名ほか、地方会員数30名によって構成されたとき

らびに、普及体制改善案」³⁶⁾（1947年6月14日）でも基本的には共通していた。同「改善案」は、農業試験場と国立大学間の人的交流を含めた「強力なる連絡」や研究条件の拡充は提唱されてはいるが、研究者が直接に普及活動にたずさわっていく方向での制度構想は全く示されていない。このことは、戦後改革期の大学改革が、大学内部から、既存の大学とそこでの研究の質やあり方そのものを批判していく契機をほとんど持ちえなかったという指摘と深く関連した、専門家・研究者の問題であろう。

総括的に言えば、当初のGHQによる旧制度批判や、「試験研究機関と普及事業との間の密接な関係」の提唱に反して、ここで成立した農業改良普及事業の制度的特徴は、不可解なほどに、大学や試験場との機構的連絡を持たないものであった³⁷⁾。そして、普及事業の法的根拠とされる農業改良助長法は、その1条において目的を謳った以外には、アメリカのスミス・レーバー法のような補助金規定を定めた法律をそのまま翻訳したにすぎないものであった。そこでは、普及事業と試験研究機関との管理調整に責任をもつ中央機関の設置（農業改良局）と都道府県の普及事業への分担金の交付が定められた主要内容であった。試験研究機関との制度的連絡が保証されないままに、中央機関（農業改良局）の設置や、都道府県と農林省との協同（助長法13条）が謳われた所で、ほとんど積極的な意味を持つものではない。逆にこのことは、農林省→都道府県→地域をつなぐ官製技術の伝達のための官僚機構が、いちはやく整備されたにすぎないといえよう。

さらに普及員は、各都道府県の普及事業担当課の職員として配置された。そして、農林次官通牒によって、「普及員に対し、農業技術の普及、及び農民生活の改善に関して専門的知識を与える」ものとして置かれた専門技術員を、「可及的都道府県の試験場において密接なる連絡を保つものとする」とすることによって、かろうじて機構的な連絡を保とうとしたが、実際にこの専門技術員の駐在場所は、各県の裁量にまかされ、まちまちであった。

普及事業と農民とを公的に結ぶ機関として重要な役割を果たすはずの農業改良委員会は、県レベルと地区レベル（普及員が配置される単位地区、1町村から数ヶ町村からなる）に設置された。これは当初、地区委員会では、普及員の選考、普及員の活動への助言、普及事業に関する県への意見の具申等の権限を持ち、県レベルでは、普及事業に関する計画、予算その施行についての調査・審議、知事の行う専門技術員の任命、移動、解任の承認、普及事業に関する政策的重要な事項についての助言等を行

なり権限を持ったものとして構想されていた³⁸⁾。しかし、これらの権限は、地方自治法、地方財政法等に抵触するとされ、県および地区の改良委員会は、ともに諮問機関と規定されることによって、その権限は大幅に縮小され、さらには、1951年3月に「農業委員会法」が成立し、農政委員会、農地委員会、農業改良委員会が統合されたことによって、事実上、普及事業と農民とをつなぐ制度的な連絡はより困難となった。

以上のように、普及事業の制度的限界は、試験研究機関、普及機関、農民の三者間の連携のうちで、特に、農民→普及機関→試験研究機関の方向での働きかけを困難にしたことによって、また、試験研究機関との間の密接な連携のシステムを欠くことによって、試験研究機関→普及機関、普及機関→農民という一方通行でのみ機能する、近代的農業技術の伝達機構を用意することになったといえよう。

Ⅳ. 農業改良普及事業における「教育」の概念

普及事業が制度内在的に持っていた教育関係の構造を以上のように分析してきたが、では、そこでいう「教育」の内実はどのようにとらえられていたのだろうか。

農業改良局は、GHQの指導によって、『農業普及便覧』（初版、1948年8月）35,000部を作成していた³⁹⁾。この便覧は、「新しい普及制度について知識を提供するために」(同、序)編集されたものであり、普及制度の理念にかかわる公的見解を示すものと見てよい。普及事業の制度機構が具体化するにつれて出てきた誤りを訂正して、翌3月に改訂版が出されたものの、その主張に基本的な相違があるわけではなかった。『便覧』（初版、改訂版）の主張の最も特徴的な点は、『普及事業十年』が自ら「その指導理念においてわが国の従来への指導にはほとんど見ることのできなかつた新しいもの」として「普及活動の対象として、農家——人が大きく前面に押し出されてきたこと」をあげているように、「農民の自主的立場」⁴⁰⁾への配慮であろう。そして、この主張を継承し、「考える農民」をスローガンとして、そこでの「配慮」の内実をより明確に方向づけたのは、1950年11月に第2代農業改良局長となった（1952年1日まで）小倉武一であったと考えられる。

ここでは、前述の『農業普及便覧』と、小倉が農業改良局長就任から、1954年の農林漁業基本問題調査会の発足までの間に、あいついで出版した4冊の本（『農民と教育——新しい農政の確立のために』農業総計協会、1951、『農民と社会』農民教育協会、1952、『農民の社会的性格』

農民教育協会、1954、『農民指導の理論』農民教育協会、1954）を手がかりに、普及事業における「教育」の概念を検討したい。

まず、『農業普及便覧』が「新しい普及制度」の特徴として強調する点を要約するならば、①先に述べたような「農民の自主的立場」への配慮と対応して、普及員を「農民の相談相手」あるいは農民と試験研究機関との「仲立の役」としたこと、②「農民の自主的立場」への配慮は、普及活動の内容を地域ごとの多様な層の農民の農業と生活の実情に対応したものにするとともに、農業技術に限定することなく、農業経営面での指導、生活改善や農村青少年クラブ活動（4Hクラブ）等への指導を行うこと、③そのための方法として「実績展示法」が強調されたこと、をあげることができよう。ここでは、新しい普及制度が最も強調する点である①の「農民の自主的立場」への配慮の内実の検討を通して、その過程で可能なかぎり、②③にもふれることにしたい。

『便覧』（改訂版）の巻頭に掲げられた、初代農業改良局長、磯辺秀俊による「農業改良事業の新構想」では、農地改革等一連の農業改革に応じて「農家の営む農業自体が高度な科学技術を取り入れて近代化され改良されるのでなければ、農村の民主化も仏作って魂入らずに終わる⁴¹⁾」と述べ、「今回の農業改良普及事業は飽くまで農民の自主的立場を前提として農家が自主的に経営の実情に応じて有効な技術を取り入れ農業の高度化を図って行くようにその相談相手となり、有用な科学技術を提供する、云はば農業改良の主動性を農家にもたして官庁がこれに奉任しようとするのである」「これは結局農民の自発的意志と理性に働きかけて農業改良を行はんとするもの」であるとした。さらに、「普及事業に於てより根本的に大切なのは、農家を科学的な物の見方、考え方、比較の仕方について訓練することで、いままでの技術指導はやり方を教え込むだけで、何故そうなるかに就いて教えるところ少く農家の十分な納得が得られずまたその実情に応じて応用する能力を育成しえなかつた」と述べている。

ここでは、確かに、戦前の指示と監視による技術「指導」に対する反省をふまえて、「農民の自発的意志」への期待が前提とされている。その意味で「わが国の農政、農事指導における農家——人の再発見であった」（『普及事業十年』）とする評価は、一定の妥当性を持っている。しかし、問題は、ここでの「農民の自発的意志」への期待が、普及事業の「教育」の概念の内いかに位置づけられていたものであったか、にあるだろう。

この点をさらに立ち入って検討するために、小倉の

「考える農民」像をみてみよう。小倉は『「考える農民」』という場合の考えるというのは、環境や伝統に支配された考えかたではありません。……彼が如何なる生活態度をとるかについての考えかたに変化と進歩をもたらすことを意味します。批判的精神を深くしたり、感受性を強くしたり、対社会関係に見識をもったりすることは、確かに農民の確位を向上するための源であるとともに、民主主義の確立のための源であります⁴²⁾と述べている。ここでいう「考える農民」とは、封建的な人間関係や人間観、自然観に対して批判を持ち、何ものにも拘束されない自主的な判断によって行動する、民主主義を支える人間像ということになるだろうか。

では、そうした「考える農民」に対して、普及事業はどのようにかわるものとされているのか。小倉においては、普及事業が「教育」であることは、一貫して強調されているが、「普及員に望む⁴³⁾」と題した文章の中では、普及事業の「教育」は「賞罰を以って統制し指導しよう」とする「直接的・外部的・強制的な指導」ではない、として、次のような例をあげている。「農家の人々にある技術の採用を命じなくとも、またある技術の採用のため補助をしなくとも、指導者が農家の人々と共に営農や生活について語り合い、共に研究し合うという事業によって自ら農家の人々と共に科学技術を採用するに至る。」こうした指導は「科学技術のために指導者と農家の人々との間に生まれる『共同活動』であり、『共同活動』において、はその参加者が同じ関心をもち、同じ了解をもつ。かかる共同活動の中心的存在が指導者である⁴⁴⁾」としている。

では、さらに、そうした「共同活動」において、なおも「中心的存在」としてあらわれる指導者の独自の役割はどのように考えられているのだろうか。小倉は、「わが国の農民にたいする指導は、明治中期以降、権威主義につらぬかれていた」として、そこでは「権威主義リーダーシップと農民の非自主性とは相対している⁴⁵⁾」とし、これに対して、普及事業は間接的な指導ないし「民主主義的リーダーシップ」と「協力的、個性的農民」と対応するとする。そして民主的指導者は、集団の構成員の承認と批判に基礎を置くとされるゆえに、「指導者はつねに指導者なのではな⁴⁶⁾」く集団の社会生活の場面や時によって交代する。また、「従属者も刺激をだし、指導者がこれをうけとること」があり、「集団の指導者と構成員の関係は循環反応である」(circular response)である⁴⁷⁾とされている。こうした叙述から、小倉のいう「民主主義的リーダーシップ」は、絶えまない従属者からの批判と刺激を求めることによって、主体に対して一

個の主体としてむかいあう者として事実上、自らの指導者性を否定していく方向性をもつかに見えるが、小倉の行論は必ずしもそうした方向に向ってはいない。

すなわち、同時に小倉は、「民主主義が当面している問題は、どうしてリーダーシップなくしてやってゆくかではなく、どうしてリーダーシップを利用してゆくかである。」⁴⁸⁾「もし合理的な価格政策が可能であるならば、おおくの強制や補助の手段がなくても、教育の機能とあいまって、充分農政の目的をたつすることができであろう。そこに民主的リーダーシップによる農政の手段が確立される⁴⁹⁾」とも述べている。小倉にとって「民主主義的リーダーシップ」は、農林官僚の意図を貫徹させるための、農民の自発的な協力と合意に相対する文脈で問題とされている。そこでの「民主主義的リーダーシップ」は、統治の必要と両立する範囲内で、「従属者」＝農民の自発性を認めるにすぎず、農民の自主性は、たえまなく矮小化され、手段化されていく。このことは、普及事業に対する小倉の次のような認識に端的に表われている。小倉が農業改良局長に在任中書かれた「普及事業の基本構想」では、「(普及事業が)国によって奨励されるという範囲は、技術的援助はもちろん財政的援助も国の興農政策の一環としての調整なども含む⁵⁰⁾」普及事業という言葉は、われわれにとって新しいが、普及という日本語には語義的にはなんら新鮮味もない。指導といても、滲透といても、別段の変わりはないのである。普及という言葉に新しい意義があるとすれば、その教育的機能の重視に存しなければならぬであろう。それは問題をもし生産技術に限るならば、指導や滲透を教育の原理に基づいてなすことを意味する⁵¹⁾とされている。

前述したように小倉の指導者論においては農民の自主性は、不断に手段化される方向性をもってしたが、ここでも全く同様に、普及事業そのものが農政一般の「興農施策」のために手段化される方向を示している。さらに、普及事業における「教育」の構造については、「指導や滲透を教育の原理に基いてなす」とする表現に象徴されるように「滲透」という指導者→農民の一方通行の関係をそのまま保存しながら、それを「教育」(ここでは、おそらく「民主主義的リーダーシップ」による農民の自発性の喚起とその吸収を意味する)によって、指導者の意図を最終的に貫徹していくものであると言わねばならない。

さらに、小倉の叙述の中でいわれる「農民の自主性」にかかわって、補足するならば、小倉が「農民の自主性」に対して強い期待をかけていることはうらはらに、現実の農民意識に対する小倉の理解は、自然に対する「謙

譲」「順応」「知性の否定」と「魔術的工夫」保守主義的イデオロギーを特徴とした「単なる業主」（東畑精一）の性格等、非常に否定的なものであり、「自主性」を持った農民の形成の契機を、現実の農民の意識のうちに、ほとんど見出しえないものとなっていた。それは、小倉の研究方法が、文献研究と統計操作によっており、50年代に入って胎動しつつあった農民研究会⁵²⁾等での農民意識の動態にほとんど考察の光があてられていないことに依っている。ここに示された小倉の現実の農民に対する理解と理論上の「農民の自主性」への期待との間の度しがたい隔絶は、小倉の「教育」理解の限界を象徴的にあらわしているといえるだろう。

最後にここで冒頭で問題にした『農業普及便覧』の主張のうちで「実績展示法」にかかわって付言しておくならば、「実績展示法」はそれ自体は実習をとおして、各々の地域で新品種や新技術を農民とともに検証する実験的方法として積極的な意義をもつが、Ⅲで示したように制度的に農民から試験研究機関にむかうすじみちが切れている普及事業では、新品種や新技術を固有の地域条件と具体的な生産活動の中でその実践的有効性を検証していく方法であるよりは、そうした新技術の伝達のための手段としての実験にとどまる可能性を十分持っていたといわねばならない。そこでは普及員は、農民の「相談相手」である以上に農民に近代的農業技術を伝達する単なる媒介者となるだろう。

V. おわりに

以上のように、普及事業における制度上の限界、「教育」概念上の限界を、農民と専門家（技術者）との関係に焦点づけて指摘してきた。こうした普及事業が、制度に内在して持っている「教育」関係の歪みは、農業構造改善事業（1962年一）以降、普及事業が、一般農政の奨励事業としての性格を明確化するにしたがって、農民と普及員との関係に如実に反映されてくる。「農民の自主的立場」を尊重し、その「相談相手」となるという素朴な命題を主体的にひきうけようとした普及員は、その命題を誠実に追求しようとするほどに、彼らの苦悩を深めることになった。

最初に普及員が配置された1949年4月「農民の心の隅ずみまでも掴む⁵³⁾」者という自己規定をもって、19才で南多摩の地に着任したひとりの普及員が⁵⁴⁾、「農業を支配する行政の生身の機関と化せざるを得な⁵⁵⁾」い普及員としての自己と、「自然を征服する」⁵⁶⁾ための農業技術に「深い懐疑と危惧」⁵⁷⁾をもって、1972年5月、42才で自ら

退職を選んでいくみちすじは、制度の矛盾に呻吟した普及員の苦悩とともに、制度の内において、制度の矛盾をのりこえていく可能性をもった主体が形成されてくる過程を示していると思われる。こうした普及員の自己形成過程に焦点づけた、Iで述べた第二のアプローチによる検討は、稿をあらためてこころみたい。

（指導教官 宮坂広作教授）

注

- 1) 本稿では、「専門家」「技術者」「指導者」を、生活者としての農民の認識に対峙して、近代的知の体系を支える者として農民とむかいあうという意味において、ひとまず同じ役割を担う者ととらえて議論をすすめたい。
- 2) H. マルクーゼ、生松敬三・三沢謙一訳『一元的人間』河出書房新社、J.ハーバーマス、長谷川宏訳、『イデオロギーとしての技術と科学』、紀伊国屋書店、1970。
- 3) 玉井袈裟男、「農業の変貌と農村実力派の抬頭」、『月刊社会教育』、No.12, 1958.11, 松丸志摩三「『農民の知恵』と指導者」須藤、島田、松丸著『農民の知恵』牧書店、1960、また、農学者の側からも、研究者と農民の関係を問題にする諸論が展開されている。（伊藤嘉昭『一生態学徒の農学遍歴』、蒼樹書房、1975、津野幸人『農学の思想』、農文協、1975）。
- 4) なお、農民と専門家の関係をとくに自覚的にとりあげた論文は、藤岡貞彦「農民大学における農民と教師」『国民教育研究』、No.47, 1968, p.41。
- 5) 藤岡貞彦「勤労人民の自己教育運動をめぐる思想状況」『講座現代民主主義教育』第一巻、青木書店、1970, p.144、（同『教育の計画化』総合労働研究所、1977に所収、p.258）
- 6) 農業改良局編『農業普及便覧』改訂版、1949, p.7。
- 7) 同編『農業普及便覧』初版、1948, p.5。
- 8) 前掲『農業普及便覧』改訂版、p.17。
- 9) 藤原彰編『日本民衆の歴史』10、三省堂、1975, p.19。
- 10) 暉峻衆三『日本農業史』有斐閣、1981, pp.240-242。
- 11) 農業改良普及事業十周年記念事業協賛会『普及事業十年』pp.13-14。
- 12) 井上晴丸「農業技術滲透の批判」『農業技術』41巻4号、1946, p.15。
- 13) 小倉倉一「第一次世界大戦以降の農業経済及び農会」『日本農業発達史』第7巻、p.251。
- 14) 安田益太郎「農事改良の失敗談」『大日本農会報』167号、p.5。
- 15) 『続農業会史』p.57。
- 16) 金井正「農村における技術と教育」、『唯物論研究』No.35, 1935.10。（宮坂広作編『近代日本教育論集』第7巻、国土社、1969、所収pp.200-201）。
- 17) 田中学「戦時農業統制」、東京大学社会科学研究所編『フェンズム期の国家と社会』2、東京大学出版会、1979。
- 18) 大内力『農業史』東洋経済新報社、1960, p.277。
- 19) 下山一二、高森秀甫「農会技術員制度」『帝国農会報』第33巻第8号、1943, p.155。
- 20) 同上、p.150。
- 21) 小倉武一、打越頼太郎監修『農協法の成立過程』協同組合研究所、1961。
- 22) 岩本純明「農地改革—アメリカ側からの照射」、思想の科学研究会編『日本占領軍—その光と影』、現代史出版会、1978, p.389。
- 23) 暉峻衆三「農地改革の軌跡」『農村と都市をむすぶ』第23

- 卷10号, p17, および, 前掲岩本論文, p33.
- 22) 岩本純明「農地改革」『体系・日本現代史』5, 日本評論社, 1979, p219.
- 23) GHQ/SCAP, "History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1950", Mon. 36, 1952, p.144.
- 24) これらの事項に加えて, 農民との接触をより緊密にするよう, 一事務所に多人数の集中配量をさけること, 担当地区内において, 最も農民に接し易い位置に勤務場所を設けることが通達された。
- 25) 前掲『農業普及便覧』改訂版, p7.
- 26) 同上, p19.
- 27) 天然資源局の週報では, 213号(1949年11月6-12日)から, 「農業エクステンションの原理および目的に関する情報を提供するため」に, アメリカの農業エクステンションの歴史や機構を簡略に紹介する特集が組まれていた。それらの大部分は, E. der Brunner, L.L. Sanders, D. Ensinger, "Farmers of the World", 1945, と L.D. Kelsey, C.C. Hearne, "Cooperative extension Work", 1949. からのほとんどそのままの引用である。後者については, 「農業改良普及叢書」として抄訳されている。
- 28) 農林省農蚕園芸局普及教育課『戦後の農業技術指導と普及事業発足までの経緯』1977.1, p8. メッセージの訳は農林省による。
- 29) op. cit., "History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1954-1950", Mon. 36, p.145.
- 30) 普及方法については, アメリカの普及方法を紹介するための一定の努力がみられた。たとえば, 各都道府県の農業試験場長を集めて, GHQ 主催による普及方法講習会がもたれていた。(1948年4月26日-30日)(GHQ/NRS, "Weekly Summary", No. 133, 1948, 4.25-5.1, p.10)
- 31) 前掲, 『戦後の農業技術指導と普及事業発足までの経緯』pp.6-7.
- 32) 「農業に関する試験研究および普及事業の推進助長に関する要綱案」3月11日提出の農林省案をGHQの意見によって改訂したものとされている。(同上, p83)
- 33) 同上, p19.
- 34) 1947年12月30日付「研究普及局の設置, 試験研究及び普及に対する助成, 畜産試験研究及び種畜場の縮小に関する立法化覚書」では, 1948年4月1日までにすべての立法化を完了することが指示された。(同上, p10)
- 35) 渡辺正三『私の普及事業』, 1979, p24.
- 36) 前掲『戦後の農業技術指導と普及事業発足までの経緯』pp.43-51.
- 37) この点については, 当時, 試験場関係者から次のような批判が出されていた。「農業改良普及事業の発足に当たっても, 都道府県農業試験場を Extension Center として再確認して, その機構を研究されるべきであった。米国においても普及事業の中心は州立大学にあり, 普及と研究及び教育の三者が一体化されていることによって成果を挙げ得たのであるが, わが国の改良普及は, この三者をそれぞれ別箇の行政系統に分属せしめたところに成果の挙らない根源があると信ずる」(五島善秋「改良普及事業の盲点」〈農業技術〉6巻10号, 1951.10, p39)
- 38) 「協同農業普及事業に関する都道府県及びその地区の機構及び任務の概要案」1948年6月10日
- 39) op. cit., "History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1950", Mon. 36, p.145.
- 40) 磯辺秀俊「農業改良事業の新構想」『農業普及便覧』改訂版, p7.
- 41) 同上, pp.6~7.
- 42) 小倉武一『農民と教育』農林統計協会, 1951, pp.40-41.
- 43) 同上, p71.
- 44) 同上
- 45) 小倉武一『農民と社会』農民教育協会, 1952, p328.
- 46) 小倉武一『農民指導の理論』農民教育協会, 1954, p33.
- 47) 同上, p20.
- 48) 前掲『農民と社会』p298.
- 49) 同上, p376.
- 50) 前掲『農民と教育』p33.
- 51) 同上, p21.
- 52) 50年代に入って各地で結成された農事研究会は膨大な数にのぼるであろう。その性格も, 行政主導によるものもあれば, 全く自主的なサークルとして独自の活動を行ったものもある。長野県では, これらの農事研究会の連絡組織である「農事研究連絡懇談会」が結成され, 雑誌「季刊農事研究」の発行をはじめとして, 活発な活動がなされていた。
- 53) 薄井清『証言・農の軌跡』家の光協会, 1975, p28.
- 54) 薄井清は, 現在, 農作業のかたわら著作活動を続ける農民作家である。主な著書は以下のとおりである。
『燃焼』筑土書房, 1957, (第1回農民文学賞受賞)
『都が土を狂わせる』家の光協会, 1970.
『証言・農の軌跡』家の光協会, 1975.
『土は呼吸する』社会思想社, 1976.
『ノー政の悲劇』日本農民新聞社, 1980.
『あの鳥を撃て』日本経済評論社, 1980.
- 55) 前掲『証言・農の軌跡』p321.
- 56) 同上, p56.
- 57) 同上p151.